

鳥羽マリンターミナル テナント募集要項

1. 出店の条件

施設名	鳥羽マリンターミナル
場所	鳥羽市鳥羽1丁目2383番地51
施設の性格	旅客船利用者の利便を図るとともに、海に親しみながら市民や観光客が集い交流できる空間を提供する施設
ターミナルの基本コンセプト	①鳥羽の海を体感できる施設 ②離島の生活をサポートする施設 ③出会いを演出する施設 ④観光を振興する施設 ⑤港の夜景を演出する施設
開館日	ターミナルは年中無休 営業日は出店業者が定める
開館時間	ターミナル開館時間 午前6時40分～午後8時20分 営業時間は、ターミナル開館時間以内
使用料金支払い方法	当月15日支払い
光熱水費	電気代実費負担（給水設備なし）
契約期間 （使用許可期間）	契約日から平成27年3月31日まで 使用期間を1年間とし、毎年1年間の使用許可申請書を提出していただきます。
駐車場	無し

2. 応募資格

- (1) 市内に店舗または営業所のある法人または個人で、安定した経営能力を有すること。
- (2) 市税・市水道料金、その他市または開発公社へ納めるべき料金・使用料等を完納していること。
- (3) 法令等に違反して過去1年間処分を受けていないこと。
- (4) 食品を取扱う売店については、過去1年間食中毒発生の事故歴がないこと。

3. 選定方法

申し込みのあった事業者を選定委員会において書面審査および面接を行ない、契約者を選定する。

4. 選定基準

- ①十分な売店の運営能力及び継続性のある経営意欲を有しているか
- ②魅力的な商品・サービスを提供することができるか
- ③許可条件を遵守できるか
- ④その他、特に優れた点があるか

5. 申し込み募集期間

随時募集

6. 申込書類

- (1) 鳥羽マリンターミナル入居申込書
- (2) 出店企画提案書
- (3) 財務諸表（直近決算1年のもの）、個人の場合は申告書の写し
- (4) 納税証明書（法人市民税で最新のもの、個人の場合は市県民税）
- (5) 水道料金完納証明書

7. 申込書提出先

鳥羽マリンターミナル管理事務室
〒517-0011 鳥羽市鳥羽1丁目2383番地51
TEL 0599-25-4800

8. その他

- (1) 提出された書類は、審査以外には使用しない。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 選定された業者は、テナントが公共施設に立地していることを十分理解し、誠意をもって観光客・市民のサービスに努めること。
- (4) 選定結果は、文章で応募者に通知する。なお、選定結果については、異議申し立てはできない。
- (5) 選定された業者は速やかに出店準備のための協議に着手すること。

◇ 1階テナント施設概要

営業種類	小売販売を中心とした営業
床面積	20.00～49.50平方メートル
提供品目	自由提案
店名	自由
使用料	1月1平方メートルにつき 2,200円
場所	別紙参照